

業務システム等に関する計画策定支援業務委託プロポーザル実施要領

1 契約の目的

豊田市は、様々な業務システムを活用しながら日々の業務を行っているが、それぞれの事務作業のみに最適化されたシステムとなっていることが多く、業務システム間の連携が十分に図れていないのが現状である。そのため、内部事務において、工程間を超えたデータ連携等ができず、事務ミスや事務手間の原因となっている。また、各工程の中に、紙を用いた事務作業が残っており、業務全体の作業効率性を低下させている。

加えて、業務システム間の連携が十分に図れていないため、各業務システムが個別で取得したデータを他のシステムへ連携するなどの賢い活用ができておらず、住民や事業者等に対するサービスの利便性も高まらない状況である。

本市はこれらの状況を踏まえ、住民や事業者等へニーズの高いサービスを迅速に提供可能な環境を整備するとともに、職員側の業務においても業務品質及び業務効率の向上を図るために、各種業務のデジタル化（デジタルファーストやワンスオンリー等）を推進している。これらについては、庁内に設置したデジタル化推進本部傘下に位置付けた業務改革部会において議論を重ねている。

本業務は、国・県・他自治体等の動向や新技術・サービスの展望を踏まえた上で、本市のシステム全体を俯瞰して目指すべき方向性を整理し、かつ、多くの職員が利用する内部業務システムの DX 推進に係る具体的なシステム構築像を整理するとともに、業務改革部会での議論を効果的なものとするための支援を目的とする。

2 契約の概要

(1) 委託業務名

業務システム等に関する計画策定支援業務委託

(2) 委託業務の内容

別添、「業務システム等に関する計画策定支援業務委託仕様書」のとおりとする。なお、本業務の仕様書の内容については、企画提案書を踏まえ変更する場合がある。

(3) 委託期間

契約締結日の翌日から令和6年3月29日まで

3 提案限度額

20,000,000円（消費税込み）

4 参加資格要件

次に掲げる条件をすべて満たす者

- (1) 公告日において、令和4・5年度の豊田市競争入札参加資格（物品等）を有する者
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項又は第2項の規定に該当する者でないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者でないこと。
- (4) 参加表明書の提出日から当該案件の契約の相手方の特定までの間、本市から入札参加停止又は入札参加保留の措置を受けていないこと。
- (5) 参加表明書の提出日から当該案件の契約の相手方の特定までの間、本市と豊田警察署の間で締結している「豊田市が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」に規定する排除の対象となる法人等に該当する者でないこと。
- (6) このプロポーザルに参加表明書を提出しようとする者の間に、別表に定める資本関係や人的関係がないこと。（資本又は人的関係に該当する者同士が辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡を取ることは、特に問題ありません。）

(7) 公告日において、次に掲げる条件を満たすこと。

平成30年度以降、官公庁（国、地方公共団体、公社、公団及び独立行政法人に限る。）発注の業務で元請として1件当たりの税込金額500万円以上の下記業務の履行実績を有する者であること。

○文書管理・契約・財務会計のいずれかに関する業務システムの計画策定、もしくは、そのシステム構築に関する業務

5 選考日程

(1) 全体スケジュール

7月 3日(月)	業者選定審査会による方式の決定
7月 4日(火)	事業実施の公告、公表、公募の開始
7月 4日(火)	業務説明資料等の交付開始
7月18日(火)	参加表明書の受付期限・質問の受付期限
7月19日(水)	参加資格確認通知書の送付
7月21日(金)	質問の回答期限
7月28日(金)	提案書等の提出期限
8月 2日(水)	ヒアリング実施及び選考委員会開催
8月 3日(木)	選考結果の通知・最優秀提案者との協議開始
8月21日(月) 予定	業者選定審査会による業者の決定
8月30日(水) 予定	見積徴取及び契約締結

(2) ヒアリング

- ア 日時 8月2日(水) 午後1時から午後5時までのうち指定する25分間
- イ 場所 豊田市役所 南庁舎3階 南33会議室
- ウ 備考
- ・提出された企画書等に基づき1社25分（説明10分以内、質疑応答15分）とする。
 - ・出席者は3名以内とする。
 - ・説明は提出資料のみとし、模型やパネル、追加資料等の持込みは認めない。
 - ・プレゼンテーション及びの質疑応答は、参加者名を伏せて行うので自己紹介は行わないこと。
 - ・新型コロナウイルスの感染状況によっては、ヒアリングの方法を変更する可能性がある。その場合は、WEB会議が可能である Zoom ミーティングを使用する予定であるため対応できるようにすること。

6 選考委員（予定）

委員長	総務部	副部長	塚田 良
委員	総務部	CDO	佐々木 大祐
	行政改革推進課	課長	藤田 憲彦
	情報システム課	課長	柴田 拓馬
	情報戦略課	課長	梅村 靖之
	法務課	課長	新實 真
	会計課	会計管理者（兼）課長	大西 正人

7 提案書等の提出書類

A4サイズ7枚以内（見積書及び積算内訳書を除く）に下記内容を記載（提出部数は正本1部、副本8部）する。ただし、副本には、会社名や会社ロゴ等の参加者名に繋がる表示は削除すること。

(1) 業務経歴

業務システム等の計画策定もしくは構築に関する実施支援等の業務の実績一覧（業務名、発注者、請負金額、契約期間、業務の概要等）（A4用紙1枚、両面可、10.5pt以上）

(2) 業務担当体制

総括責任者及び主任担当者の資格、経歴、業務システム等の計画策定もしくは構築に関する実施支援等の業務実績、現在の手持ち業務（A4用紙1枚、両面可、10.5pt以上）

(3) 業務実施方針

実施方針、重点項目、具体的方法の概要を記載すること（A4用紙1枚、片面、10.5pt以上）

(4) 本業務に関する提案

企画提案書作成要領〔業務説明書〕をもとに、以下の項目ごとに具体的な調査・検討方法を提案すること。

【提案を求める項目】（別添「企画提案書作成要領」参照）

ア 業務システム等に関する全体像の整理に関する提案（A4用紙1枚、両面可、10.5pt以上）

イ 内部事務改革構想策定に関する提案（A4用紙1枚、両面可、10.5pt以上）

ウ 内部事務改革構想実現案策定に関する提案（A4用紙1枚、両面可、10.5pt以上）

(5) 工程計画（A4用紙1枚、片面、10.5pt以上）

(6) 見積書及び積算内訳書（1部）

8 評価基準

(1) 下記項目について選考委員が採点を行い、各選考委員の採点の合計で最高得点の者を契約の相手方として特定する。ただし、あらかじめ定めた最低基準点以上の者とする。

ア 業務経歴等

(ア) 企業の業務実績（5点）

(イ) 業務担当者等の経験及び能力（15点）

イ 業務実施計画等

(ア) 業務実施方針（20点）

(イ) 本業務についての提案・意見 ア・イ・ウ（60点）

※詳細は別紙「企画提案書審査表」のとおり

(2) 最高得点のものが同点の場合は、見積金額の安価な者を契約の相手方として特定する。

(3) 提案者が一者の場合でも、最低基準点に達しない者は契約の相手方として特定しない。

9 その他

(1) このプロポーザルに参加する費用の全ては参加者の負担とする。

(2) 次に掲げる提案は無効とする。

ア 本公告に示す参加資格を有しない者がした提案

イ 見積金額が提案限度額を超える提案

ウ 提案書等に虚偽の記載をした者の提案

エ 市が示した条件に違反した提案

オ 選考委員に故意に接触を図った者その他選考の公平性に影響を与える行為をした者の提案

(3) 提出期限後は提出された企画提案書等の差替え又は再提出は認めない（本市から指示があった場合を除く。）。

(4) 提出書類は返却しない。なお、豊田市情報公開条例（平成10年条例第34号）の規定に基づき、提出書類を公開することがある。

(5) 契約の締結は、本プロポーザルにより特定された業者を見積徴収の相手方とし、施行令第167条の2第1項第2号により随意契約を締結する。

(6) 本契約の履行結果が優良な場合、令和6年度業務システム等に関する導入検討支援業務について、本業務の契約の相手方と随意契約により締結することがある。

(7) 選考結果通知後の辞退は認めない。

資本関係又は人的関係について

(1) 資本関係	<p>① 子会社等（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号の2に規定する子会社等をいう。②において同じ。）と親会社等（同条第4号の2に規定する親会社等をいう。②において同じ。）の関係にある場合</p> <p>② 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合</p>
(2) 人的関係	<p>① 一方の会社等（会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の役員（会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合。ただし、会社等の一方が民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法（平成14年法律第154号）第2条第7項に規定する更生会社をいう。）である場合を除く。</p> <p>1) 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。</p> <p>イ 会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役</p> <p>ロ 会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役</p> <p>ハ 会社法第2条第15号に規定する社外取締役</p> <p>ニ 会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役</p> <p>2) 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役</p> <p>3) 会社法第575条第1項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第590条第1項に規定する定款に格別の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）</p> <p>4) 組合の理事</p> <p>5) その他業務を執行する者であって、1) から4) までに掲げる者に準ずる者</p> <p>② 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規定により選任された管財人（以下単に管財人という。）を現に兼ねている場合</p> <p>③ 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合</p>
(3) その他プロポーザルの適正さが阻害されると認められる場合	<p>組合（共同企業体を含む）とその構成員が同一のプロポーザルに参加している場合。その他上記（1）又は（2）と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。</p>